

いじめ防止基本方針

狛江市立狛江第一中学校

令和5年4月1日 生活指導部
(令和2年6月5日改訂)

目 次

I いじめ問題に関する基本的な考え方	
II いじめの定義	1
III いじめの基本認識	1
IV 未然防止	2
V 早期発見	3
VI 学校いじめ防止委員会の設置について	3
VII 早期対応	4
VIII いじめ事案への組織的な対応	5
IX 「いじめ防止」年間計画	6

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日に施行)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第八条 (学校及び教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条 (保護者の責務等) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるため、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識の下、次の基本施策に取り組む。

- いじめを生まない、許さない学校づくり
- いじめの早期発見
- いじめへの組織的対応及び教職員の指導力向上
- 家庭、地域、関係諸機関との連携

☆本校(粕江1中)においても本基本方針にのっとり、いじめ問題に全校体制で取り組むものとする。

Ⅱ いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

いじめの定義（狛江市教育委員会）

「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

Ⅲ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑨は、教員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものである。
（平成 26 年 1 月 東京都教職員研修センター いじめ問題に関する研究より）
- ② いじめは人権侵害であり、軽微ないじめも見逃さない。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは見えにくい構造をしている。被害者、加害者どちらもいじめではないと否定してもいじめがある場合がある。
- ⑤ いじめと犯罪行為は重なり合っている。いじめはその行為の態様等により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にかかわりをもっており、保護者の理解を得て、いじめの解決を図る。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などが、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめの防止、解消を生徒自身が考え、行動できるようにする。

Ⅳ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。

① 自尊感情や自己肯定感の向上

自尊感情（自分のできることできないことなどすべての要素を包括した意味での自分を他者とのかかわり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる心）や自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）の向上を図る。

② 学力の向上

生徒の実態を基に、生徒にとって「学ぶ楽しさ」が感じられる授業や「分かる」授業を目指し、学習意欲の向上や国・都・市の学力調査結果に応じた授業改善を行う。また、「学習の手引き」を用いた各教科のガイダンス機能を充実させ、体験的な学習、学び合いの学習、個に応じた指導などを展開し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。

③ 規律ある学校生活 ～「学校を荒れさせない」環境づくり～

「挨拶、美化、時間」及び身だしなみ、正しい言葉遣い（臭い、汚い、うざい、きもい、死ねなどの言葉を横行させない）等基本的な生活習慣や規範意識の育成に努める。また、生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に参加、活躍できる授業づくり・学校づくりを行っていく。

④ 道徳教育の充実

道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを防ぎ、「いじめをしない、させない、認めない」という人の痛みを思いやることができる心を育てる。

⑤ 生徒会活動の充実

「ホワイトリボン運動」をはじめ、数々の生徒会活動を充実させ、“自分たちの学校は自分たちで守る。自分たちの学校を自分たちの手でよくしよう”という学校風土を構築し、それらの生徒会活動を通して、他者から認められる喜びに気付かせ、生徒が自ら進んで他者や集団に貢献することで自己有用感の育成につなげていく。

⑥ 人権教育の充実

人権教育のねらいである「偏見や差別意識の解消」についての正しい理解に基づき、生徒が人の心の痛みが分かり、他者を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

⑦ ネット上のいじめへの対応

生徒にインターネットの特殊性による危険を理解させ、教員が積極的にネット上のトラブルについて研究し、分かりやすく情報モラルに関する指導を行う。また、携帯等を管理する保護者と連携した取組も並行して行う。

V 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。また、情報の収集においては、保護者、地域とも連携する。

① 日々の生徒観察 ～「生徒がいるところには、教員がいる」～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす時間をできるだけ多く確保する。

② 教員の「気付き」

教員の研ぎ澄まされた人権感覚で生徒の言動及び変化を観察する。また、「いじめは見えにくい構造をしている」という自覚をもち、「変だなあ」「どうかなあ」と思ったら、生徒と積極的に会話するなどして情報を集める。

③ 教員の組織的な観察 ～教員組織としての動き～

担任以外の教員の発見も多いことから、数人の教員でチームとして生徒をよく観る。→ 些細な段階から、記録・報告・連絡・相談・確認をする。教員の情報共有の在り方が大切になる。

④ 教育相談の充実 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

早期発見のために、年3回の進路相談（三者面談）を有効利用する。また、日常生活の中での教員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。（集会等で年度当初に「生徒に話しやすい先生を校内で一人作っておく。」）呼びかけも行う。

日頃から保護者との信頼関係を築き、問題が起こっていない時こそ、保護者への連絡を怠らず、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できる関係を築いておく。

⑤ 年2回 WEBQU といじめ調査アンケートの実施

定期的な「WEBQU・いじめ調査アンケート」の実施で実態の把握を行う

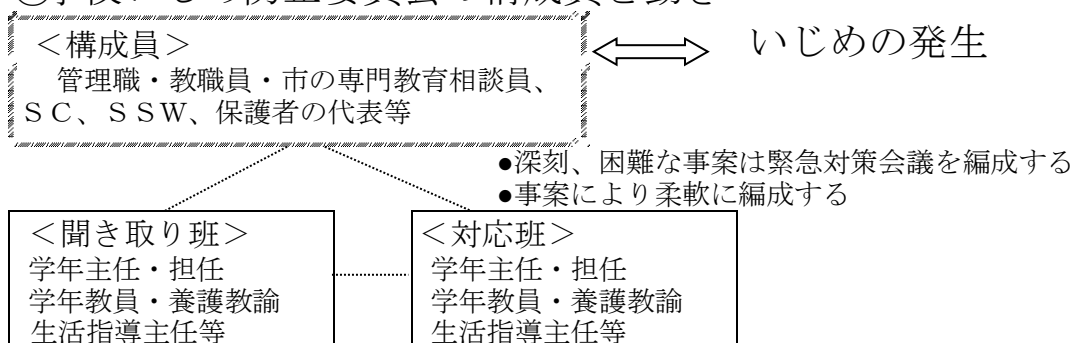
VI 学校いじめ防止委員会の設置について

① 学校いじめ防止委員会の役割

1. いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
2. 教員の共通理解と意識啓発を図る。
3. 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を図る。
4. いじめ事案への対応を主導し、確実な進行管理を行う。

※週1回「いじめ防止のための情報共有会」を運営委員会（管理職、各主任、養護教諭等で構成）で開催し、事案によって対応を検討する。

② 学校いじめ防止委員会の構成員と動き



Ⅶ 早期対応

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、情報を共有し、いじめ防止委員会の主導の下、学年及び学校全体で組織的で、しかも迅速な対応をする。その時、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行い、対応後も、見守り体制の継続及び意図的、組織的にいじめの防止に努める。

いじめ情報の認知 <実態把握>

1. 教員で分担して、当事者双方、及び周りの生徒等から聴き取りを行い、時系列で記録を作成する。(ありのままの事実をつかむため、この段階では指導を入れない。)
2. それぞれ、聞き取った内容を関係教員で情報を共有し、一つの事象にとらわれることなく、いじめの全体像を把握する。

***注意** 誰が誰を・いつ(いつ頃から)・どこで・なぜ(きっかけ)・どんなふうに



<体制、方針決定>

1. すべての教員で共通理解を図り、対応する教員の役割分担を明確に行う。
2. 指導のねらいを明確にする。
3. 教育委員会、関係機関との連携を図る。



<指導・支援> [いじめられた生徒に対して]

1. 教員として「気付くことができなかった」ことへの謝罪と辛かったことへの共感。
2. 学校及び教員は「本人を徹底的に守り抜く」という約束をする。
3. 「解決までの道筋」を示し、「希望」がもてることを伝える。

[いじめられた生徒の保護者に対して]

1. 発見したその日のうちに、家庭訪問等で事実関係を直接伝える。また、指導、監督不行き届きにより、学校で事件を起こさせたことへの学校としての謝罪も行う。
2. 学校の指導方針、今後の対応について伝え、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを確認する。
3. 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも連絡相談していただくように伝える。

[いじめた生徒に対して]

1. いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向けさせ、教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
2. 行為の責任をとるだけの指導や謝罪だけが解決ではなく、いじめが人として決して許されない行為であることや相手が受けた心の痛みを十分理解、認識させる。
3. 自分はいじめたつもりはなく、ふざけや遊びのつもりでも相手が嫌な思いやつらい思いをしたのであれば「いじめ」となることを十分に理解させ、反省を促す。

[いじめた生徒の保護者に対して]

1. 正確な事実を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よい解決を図ろうとする思いを伝え支援する。
2. 「いじめは許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、保護者からの謝罪も依頼し、生徒の家庭での指導も依頼する。

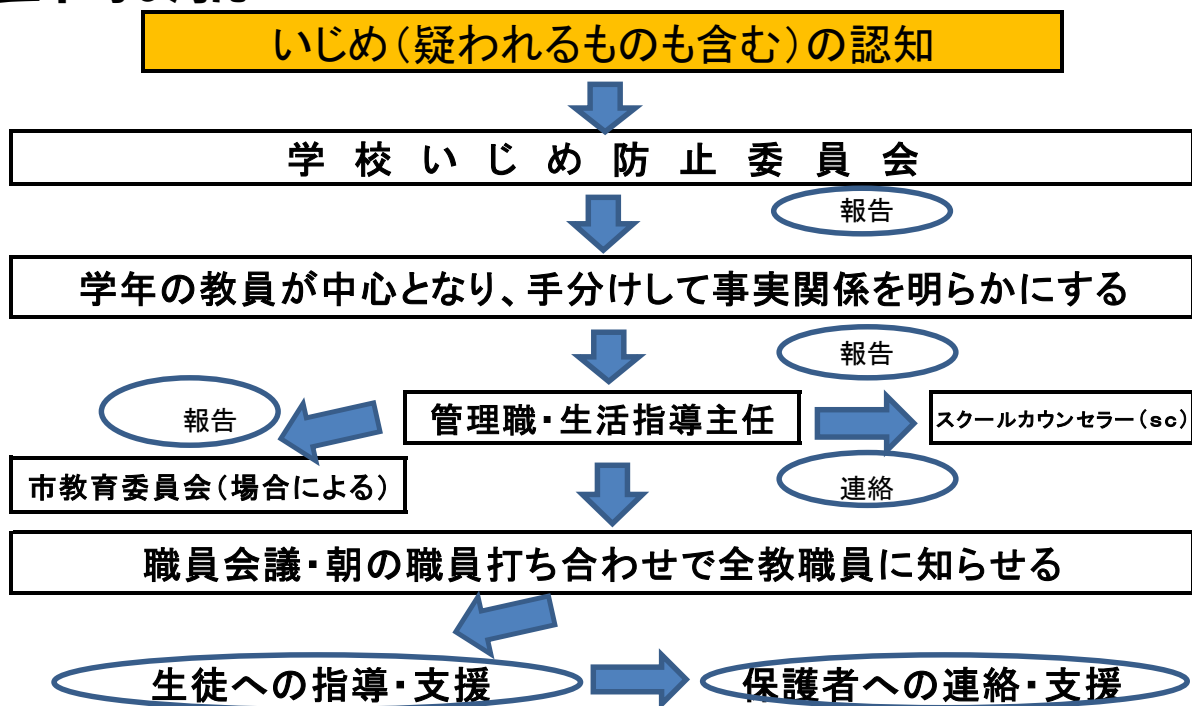


<今後の対応>

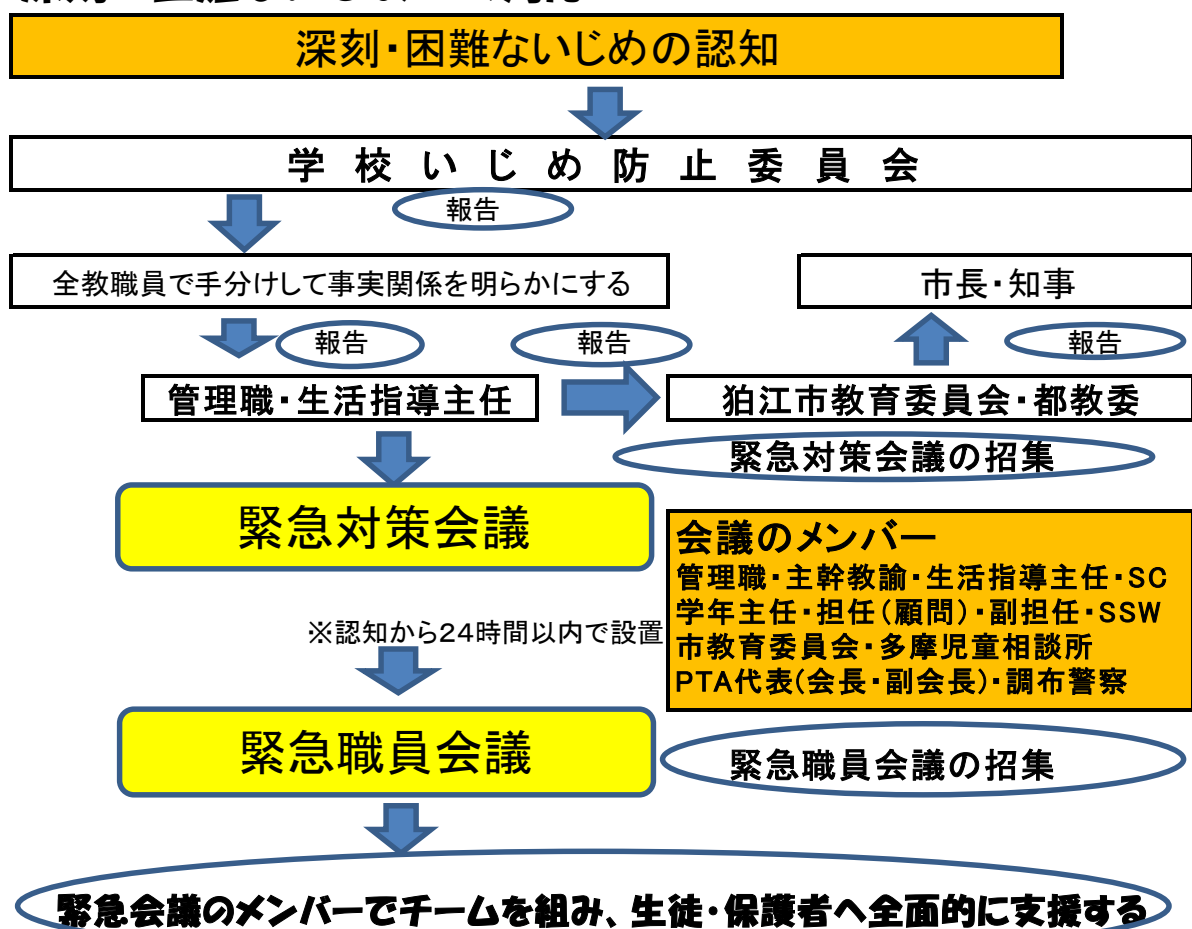
1. 継続的に指導・支援を行い、カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
2. 対応したいじめの事案は、話せる範囲で、集会等を通してクラス・学年の生徒全体に詳しく伝え、その中で「①いじめは個々の問題でない。②いじめは学校生活を営んでいるみんなの安心・安全・幸福を脅かす大問題である。③みんなが学校という社会を構成するメンバーの一人であるという自覚と責任をもたせる」指導をすることで、誰もが大切にされる学級・学校をつくり、いじめの根絶を目指す。

VIII いじめ事案への組織的な対応

< 1. 基本的な対応 >



< 2. 深刻・困難ないじめへの対応 >



Ⅸ 「いじめ防止」年間計画

※週1回「いじめ防止のための情報共有会」を毎週開催する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
未然防止・早期発見	○各クラス、学年（集団生活の規律）＜規＞ ○学校や仲間に誇りをもつ～私たちの道徳～＜道＞ ○新入生歓迎会＜生＞ ○年度当初「朝礼・保護者会校長講話」 多摩川清掃＜生＞ ○「進路相談①」	○命のつながりを考える＜道＞ ○生徒総会＜生＞ ○認め合い学び合う心を～私たちの道徳～＜道＞	第1回ふれあい月間 ○WEBQU ○「いじめアンケート」 ○体育祭＜自＞ ○「セーフティー教室」ネット上のいじめ ○「ホワイトリボン運動」＜生＞	○よりよい集団づくり＜道＞ ○夏季休業中の学習教室 ○「進路相談②」	○授業改善推進プランの策定	○各クラス、学年（集団生活の規律）＜規＞ ○「道徳授業地区公開講座」＜道＞【夢・命・家族】 ○言葉の向こうに～私たちの道徳～＜道＞
職員会・研修会等	●「いじめ防止基本方針」・提案、確認 ●校長による「自尊感情の育成」＜研修会①＞ ●「学校いじめ防止委員会」・指導方針・指導計画	◇①人権教育プログラムP116～120 ②狛江市いじめ防止基本方針及び国、都のいじめ防止対策の確認 ●「配慮の要する生徒の情報交換①」		◇いじめ防止研修A「自信 やる気 確かな自我を育てるために」	◇校長による「自尊感情の育成～道徳の時間を通じて～」＜研修会②＞	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止・早期発見	○合唱祭＜自＞ ○あなたの身近に、いじめはありますか～私たちの道徳～＜道＞	第2回ふれあい月間 ○新しい生命への感動＜道＞ ○「2年職場体験」＜自＞ ○WEBQU ○「いじめアンケート」	○友情を築くために＜道＞ ○人権週間「朝礼校長講話」＜人＞ ○「進路相談③」	○各クラス、学年（集団生活の規律）＜規＞ ○集団の力で解決する＜道＞	○人を思いやる言い方＜道＞	○作品展＜自＞ ○お互いの感謝の心＜道＞ ○3.11を忘れない全校集会
職員会・研修会等	◇いじめ防止研修B人権教育プログラム《人権侵害である「いじめ」を許さない》			●「配慮の要する生徒の情報交換②」 ●「学校いじめ防止基本方針・対策委員会」評価 ◇校長による「自尊感情の育成」＜研修会③＞	●「学校いじめ防止基本方針」課題検討	●「学校いじめ防止委員会」より・本年度のまとめと来年度に向けて

＜規＞…規律 ＜自＞…自尊感情 ＜道＞…道徳の授業 ＜生＞…生徒会 ◇研修会